

国立大学法人群馬大学法務・コンプライアンス室設置要項

平成28. 4. 1 制定

改正 平成29. 4. 1 平成30. 4. 1

令和 5.11.14

(設 置)

第1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という）におけるコンプライアンスの推進を図り，全学的なコンプライアンスに係る事務及び法務に係る総括的事務を行うため，国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則第4条に定めるコンプライアンス総括責任者の下に法務・コンプライアンス室を置く。

(業 務)

第2 法務・コンプライアンス室は，次の業務を行う。

- (1) 本学のコンプライアンス推進に関すること。
- (2) 訴訟に関すること。

(職 員)

第3 法務・コンプライアンス室は，次の各号に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 法務専門職
- (3) その他必要な職員

2 室長は，法務・コンプライアンス室業務を掌理する。

3 法務専門職は，法務・コンプライアンス室の業務のうち，法務に関する特に高度かつ専門的な業務を行う。

4 第1項第3号の職員は，法務・コンプライアンス室の業務に従事する。

(雑 則)

第4 この要項に定めるもののほか，法務・コンプライアンス室に関して必要な事項は，別に定める。

附 則

この要項は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和5年11月14日から施行する。